

## 増収・増益3.5ヶ月満額支給せよ！ 2016年度年末手当第2回団体交渉開催

### 「申第11号」に対する現時点での会社回答

1. 年末手当は基準内賃金と補償措置額の3.5ヶ月分とすること。

【回答】議論の上、決定する

2. 組合員が納得しない年末手当のカットをやめること。

【回答】成績率の増減適用については、公正・公平に実施している。

3. 回答は11月7日までに行うこと。

【回答】会社が適切に設定をする。

4. 支払いは12月1日までに行うこと。

【回答】会社が適切に設定をする。

本部は11月2日、2016年度年末手当の支給に関する第2回団体交渉を開催し、会社から『申第11号』に対する現時点の回答を受け議論を行いました。

本部は、「5期連続の過去最高益の原動力は社員の苦労があったからである。その苦労に答えるということは、年末手当を3.5ヶ月分支給することである。3.5ヶ月分を出せない理由などどこにもない」と強く主張しました。会社は「社員の苦労は否定するものではないが、最高益が出ていても楽観はできない。期末手当は業績、世間水準、賃金水準、組合の要求等を総合的に勘案しながら決定していく」と、最高の業績であるにもかかわらず、社員の苦労に前向きに答える姿勢は見せませんでした。現場の社員あつての会社であり、間違いなく社員が苦労して稼いだ最高の利益です。本部は会社に、改めて年末手当3.5ヶ月分の支給と社員が納得しないボーナスカットは止めるよう強く主張しました。次回団体交渉は11月9日、会社回答が行われます。

JR東海労は、満額獲得に向けて粘り強く最後まで交渉をしていきます。

**次回団体交渉は11月9日会社回答です！**

**会社は現場の社員の苦労に答えろ！**